

# 移民出稼ぎの政治理論

## ——移住労働者の人生計画を尊重する受け入れへ

宮井 健志 成蹊大学客員准教授

キーワード：移民出稼ぎ，政治理論，人生計画

移民出稼ぎの再興は、今日の世界的な政策的トレンドの一つである。それは、労働者不足に直面する受入国の利害だけでなく、移住者自身の生活機会の向上、送出国の開発発展と結びつき、新たな意義を備えて活性化している。本稿では、一時的移住労働に関する欧米の政治理論的研究を取り上げ、その到達点と課題を検討する。そして、移住労働者の人生計画を尊重するという視角を先行研究の課題に応えるものとして提示し、その政策デザインを素描する。本稿の主張は次の二点である。第一に、出稼ぎをすることは、働き先で定住し永住することの次善策ではない。それ自体が一つの主体的な意思決定の所産であり、人生計画の一環として等しく顧慮されるべきである。第二に、出稼ぎが人生計画の一環として顧慮される限りで、関係する政治的共同体（受入国・送出国）は、移住者がその選択を支障なく追求できるように制度体系を編成すべきである。

### 1 はじめに

移民出稼ぎの再興は、今日の世界的な政策的トレンドの一つである。それは、労働者不足に直面する受入国の利害だけでなく、移住者自身の生活機会の向上、送出国の開発発展と結びつき、新たな意義を備えて活性化している。本稿では、世界的な移民出稼ぎの活性化という文脈のもと、主に欧米の一時的移民労働をめぐる政治理論の研究を取り上げ、その到達点と課題を検討する<sup>\*1</sup>。

移民出稼ぎとは、居住国家において国籍・永住資格をもたず、貯蓄・送金・技能獲得などの特定の生活目標を達成する手段として、一定期間労働した後に帰国を計画する移住形態のことを指す。移民出稼ぎは今に始まったものではないが、近年では、移住者に一時的な滞在と就労を認め、移民出稼ぎを政策的に実施する「一時的外国人労働者受け入れプログラム（Temporary Labor Migration Programs）」を導入する国家が増加している。

2019年の出入国管理及び難民認定法改正が創設した在留資格「特定技能」により、日本は単純労働分野の外国人労働者の受け入れを認めた。人手不足が存在する14業種で認められる「特定技能1号」の場合、滞在期間の更新の上限は5年までとされ、本在留資格での就労は永住資格に結びつ

かない。政府は、本改正は永住や人口調整を目的とするものではないと繰り返し表明しており、政策意図として出稼ぎ型の受け入れを志向している点は明確である。

移民出稼ぎの活性化は、様々な規範的な問題を提起する。一時的にのみ就労を認められる出稼ぎ移民が劣悪な生活・雇用環境で低賃金のまま長時間労働に従事し、使い捨てにされる抑圧や搾取の事例は、日本でも世界でも数多く報じられている。出稼ぎ移民は、多くの場合に居住権や労働権、社会権などが制限され、労働者としても外国人としても脆弱な立場に陥りやすい。永住権や帰化の機会を与えることなく、一時的にのみ外国人労働者を受け入れることは正当か。いかにして出稼ぎ移民を受け入れていくべきか。本稿では、規範的政治理論の観点からこれらの問いに接近したい。

本稿は、次のような構成をとる。第2節では、昨今の移民出稼ぎが再興する状況と政策言説の変化を取り上げ、問題の所在を明確にする。第3節では、移民出稼ぎについての規範的研究を批判論と擁護論に分けて検討し、その到達点と問題点を抽出する。第4節では、批判論と擁護論の双方が、移住者を政策の「対象」として捉えている点を批判し、人生計画を担うトランスナショナルな「主体」として捉える視角を導入する。第5節では、この視角からあるべき移民出稼ぎの政策デザインを素描する。

## 2 移民出稼ぎの再興

本節では、移民出稼ぎの「再興」という近年の趨勢を確認する。それにより、移民出稼ぎを今論じることの意義と問題の所在を明確にする。

移民出稼ぎ政策は、米国のブラセロ計画と西ドイツのガストアルバイター政策を筆頭に、戦後の労働力不足を解決する政策として西欧諸国で広く見られた。しかし、二度の石油危機を契機とする大量生産・大量消費時代の終焉を受け、多くの西欧諸国は1970年代に低熟練の外国人労働者の新規受け入れを停止した。これにより1980年代にある政治学者は移民出稼ぎの「死亡告知」を出したほどである (Castles, 1986)。受け入れ停止を契機に多くの国家は出稼ぎ目的で入国した人びとに帰国を奨励したものの、その多くは帰国ではなく定住を選んだ。「外国人一時的労働者ほど永住する者はいない」(Martin, 2001) という格言は、西欧諸国における過去の移民出稼ぎを象徴する。その後、1980年代以降の移民研究では、永住権を取得し世帯化を進める移住者をいかに受入国社会へと編入し統合するかが大きな論点となる中で、研究対象としての移民出稼ぎはしばしば後景に退いていた。

しかしながら、近年になって移民出稼ぎは新たに世界的なトレンドとなった。2005年に「国際移民に関するグローバル委員会」は、「移民永住という古いパラダイムは、短期的・循環的な移住へと着実に道を譲りつつある」(GCIM, 2005: 16) とし、「送出国と受入国双方の経済的必要に応ずる手段として、よく練られた一時的移民プログラムを導入する選択肢」の重要性を提起した (GCIM, 2005: 31)。時を同じくして、出稼ぎの「死亡告知」を行ったカッスルズ (Stephen Castles) も、その「再興」を指摘した (Castles, 2006)。

直近に目を移すと、2018年のOECD加盟国における一時的労働ビザの発行数 (490万件) は、永住ビザの発行数 (530万件) に肉薄している (OECD, 2019: 118)。世界46カ国の移民政策を比較した

ルース (Martin Ruhs) によれば、裕福な国家における移民労働者の受け入れ枠のおよそ90%が、永住権に自動的に結びつかない一時的なものである (Ruhs 2013 : 74)。労働人口の大半を外国人労働者が占める湾岸アラブ諸国や、韓国、台湾、シンガポール、日本などの先進東アジア諸国でも、出稼ぎ型の受け入れが進んでいる<sup>\*2</sup>。こうして、「一時的で季節的な移動行動の(再)勃興は、おそらくほぼ全世界的な規模での政策の収斂」となった (Piper, 2010 : 210)。

近年では、永住を前提とする移動ではなく一時的・循環的な移動の利点を強調する言説も見受けられる。その一つに、移民出稼ぎの拡張が受入国・移住者・送出国のすべてに利益を生み出すという「トリプル・ウィン」の言説がある (Agunias and Newland, 2007)。

それぞれの利益について確認しておこう。まず、主な受入国となる先進各国の政策担当者は、低熟練の移民労働者の受け入れを福祉国家の潜在的リスクとして捉えている。戦後の出稼ぎ移民の定住は、政策上は「失敗」だった。そこで、一時的にのみ就労を認めることで、移民嫌いの主流派国民の反発を逸らしつつ、社会的コストなしに労働力を柔軟に補填することが目指される。したがって、受入国の立場は以前と比べて大差ない。今も昔も、出稼ぎ移民は「必要だが歓迎されない」 (Zolberg, 2006) 存在である。

次に、送出国は、移民出稼ぎを通じて国内の余剰労働力を排出しつつ、送金による開発発展や労働者の帰国による知識獲得を期待できる。2019年の世界の低所得国への送金額の総計は5540億ドルであり、これは政府開発援助の総額の3倍以上にのぼる。また、送金額は滞在が長期化するほど減少する傾向にあり (Amin and Mattoo, 2005)、開発を目指す上で出稼ぎは有力な選択肢である。さらに、出稼ぎの場合には頭脳流出の問題は深刻ではなく、必要な人材が先進知識を学んだ後の頭脳還流をも期待しうる。

さらに移住者にとっても、出稼ぎは自らの生活機会を高める手段である。トンガとオーストラリアの間で結ばれたプログラムを例にとると、プログラムに参加したトンガ人参加者は、単位期間あたりの平均でトンガでの仕事の約5倍の収入を受け取り、短期間に関わらず、彼らの送金により残された家族の年間の家計所得は39%増加した (Ruhs, 2013 : 125)。移住労働者にとって、家族を連れた長期間の移住は多くの物理的・心理的コストが伴う。ギャラップによる世界調査では、約14万人の調査対象者のうち26%が「将来的に外国で一時的労働を行いたい」と答えており、これは永住希望者の比率(14%)よりも多い<sup>\*3</sup>。移民出稼ぎとは、移住者にとっても一つの魅力的な選択肢であることがうかがえる。

こうして移民出稼ぎは、新たな意義を備え、政策言説の前景に躍り出た。それは、受入国にとっては移民嫌いな主流派国民を融和しつつ労働者不足を柔軟に解消する手段であり、送出国にとっては余剰人口を排出しつつ開発利得を最大化する方策であり、そして移住者にとっては自身の生活機会を向上させる契機となる、それぞれにとって便益の大きい政策だとされる。こうして各国の政策担当者は、「国境なき世界と移民なき世界という両極の間にある最善の妥協」として移民出稼ぎを捉えつつある (Ruhs and Martin, 2008 : 260)。

しかしながら、再興する移民出稼ぎの一方で、それに関連する国際規範や国際協力は停滞している。移動レジームごとの統合の度合いを比較した研究によれば、「労働移民レジーム」は、「難民レ

ゲーム」や「観光・旅行レジーム」と比べ、統合が進んでいない (Koslowski, 2011)。また、日本を含むどの先進諸国も、移住労働者の権利を包括的に規定した「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」(1990年採択)を批准していない。多くの国家が本条約を批准していないのは、批准した際の影響を捉えてのことだ。つまり、それを批准することは、戦後の「自己制約的主権」(Joppke, 1999)あるいは「国際人権レジーム」(Soysal, 1994)のもとで制限され続けてきた出入国管理と帰化法制をめぐる国家裁量をさらに解体することになりかねない。「国家主権の最後の砦」(Dauvergne, 2008)たる出入国管理において、一時的滞在者と定住者との間にある境界線は、ますます高度に論争的な政策領域となっているのである。

### 3 移民出稼ぎに関する規範的研究の動向

移民出稼ぎの再興を受け、政治理論の領域でもその規範的問題を論じる研究が増えている。本節では、政治理論で移民出稼ぎがどう論じられてきたかをレビューし、その到達点と課題を検討する。

移民出稼ぎの規範的問題は、主に次の問いをめぐって争われてきた。「リベラルな民主的国家は、永住や帰化の機会と十全な権利を与えることなく、外国人労働者を一時的にのみ受け入れることは正当か。正当だとすれば、それはどんな条件のもとであるか」。この問いについては、移民出稼ぎに批判的な立場と、条件付きで擁護する立場とに分かれる。

リベラルな論者にとって、実現可能性を抜きにした理想的な移民政策とは、「より広く、より自由に」人びとが移動できる体制、つまりは「開放的な国境」と「平等な市民権」という二つの要請を両立させることである (Cole, 2000)。しかし、現実政治ではこの二つの要請は容易には両立しない。ルースによると、裕福な国家は熟練の移民労働者には権利を広く与える一方、低熟練の移民労働者には特定の権利(社会権、居住権、家族呼び寄せ権など)を制限する傾向にある (Ruhs, 2013)。彼は、後者の受け入れでは、社会的コストと国民の政策支持の観点から、平等な権利を認めつつ多くの労働者を受け入れることは困難だとし、これを「権利と数のトレードオフ」として定式化した。

シンガポールと香港の事例を検討したベル (Daniel Bell) もまた、二つの要請の両立は困難だと論じている。移民労働者に付与される権利は、技能レベルに応じて大きく異なる。低熟練の移民労働者に権利を広範に認めれば、受け入れの規模は縮小せざるをえず、結果的に労働者の供給元となる貧困地域の暮らし向きを悪化させる。そのため「現実的には、平等な市民権を約束して少数の移民に対して法的に門戸を開くか、平等な市民権の確約なしに多くの移民に対して門戸を開くか、この二者択一しかない」とする (Bell, 2006 : 297-298)。

上記の議論は経験的展開を示したものであり、二つの要請が両立しえないと立証されたわけではない。しかし、移民出稼ぎをめぐる規範的論争では、二つの要請をどう重みづけるかが一つの対立軸となってきた。一方の「平等な市民権」を重視する議論は、移住者を将来的な市民として平等に包摂することを優先し、移民出稼ぎ政策に批判的である。他方の「開放的な国境」を重視する議論は、移民出稼ぎの経済的・開発的便益を重視し、一定の権利制約を伴う出稼ぎ型の受け入れを拡大すべきだとする。

## (1) 批判論

批判論が依拠するのは、政治的共同体の内部では誰もが自由かつ平等に処遇されるべきだという義務論的な前提である。ウォルツァー (Michael Walzer) は、西ドイツのガストアルバイター政策を念頭に、移民出稼ぎ政策を批判した。彼は、出入国管理に関して受入国に広範な裁量を認める一方、ひとたび在留を認めた場合には、すべての移住労働者に永住や帰化の機会を認めるべきだと論じた。彼によれば、これは「政治的正義」の問題であり、「民主的國家がその内的生活を形作る自己決定のプロセスは、領域内で暮らし、地元経済で働き、そして地元の方に服する全ての男女に対して、開かれ、また平等に開かれていなければならない」(Walzer, 1983 : 61)。でなければ、市民による「専制」も同然だと論じた (Walzer, 1983 : 61)。

ウォルツァーは出入国管理について受入国に広範な裁量を認めるため、国境開放論の立場から批判されてきた。しかし、国境開放論者もまた、外国人に市民権を取得する機会を広く認めるべきという議論を支持している。両者が袂を分かつのは、入国者の選別についてである。国境開放論者は、出入国と帰化の両方について開放的な政策を求める。ウォルツァーらは、入国局面で一定の選別を行うことを許容する。いずれの議論でも、国内での「平等な市民権」は前提なのである。ウォルツァーが言うように、「永遠の外国人身分 (permanent alienage)」(Walzer, 1983 : 61) は自由民主主義の原則とは相いれない。

しかし、永遠の外国人身分が不正だとしても、一時的な外国人身分が不正とは限らない。観光客といった一時的滞在者に国政参政権を含む居住国民と同等の地位身分を与えるべきだと論じる人は少ないだろう。目的に釣り合った権利や資源が認められれば十分であって、すべての観光客を将来の市民として受け入れる必要はない。

実際、批判論が問題視するのは、地位の不平等それ自体ではなく、地位の不平等がもたらす移住労働者の脆弱性にある。低熟練の移住労働者は、就労が認められる雇用者や職種が限定される場合が多く、職業移転の自由や労働組合への参加機会が制限される結果、搾取の対象となりやすい。また、移住労働者は、多くの場合に異なる文化をもち、文化的多数派から蔑視や差別の対象とされやすい。さらに移住労働者は、出稼ぎでの収入や貯蓄を最大化するために、地域活動へ参加することが少ない。ディアスポラ共同体との関係も分散しがちであり、孤立や疎外といった問題を抱えやすい (Ottonelli and Torresi, 2012)。

問われるべきは、こうした脆弱性の問題にどう取り組むかである。これについて批判論は、主に「時間経過」に応じた漸進的包摂を重視してきた。カレンズ (Joseph H. Carens) によれば、それは次のような規範だ。「長く住めば住むほど、社会での十全な構成員資格と、最終的には市民権を含む、市民と同じ権利を享受することへの要求は強くなる」(Carens, 2008 : 419)。この時間に応じた漸進的包摂という規範は、多くの政治理論家が擁護している。レナード (Patti Lenard) も、国境を越える富の再分配といった移民出稼ぎの便益を認識しつつ、正義に合った移民出稼ぎ政策とは帰化機会を広く認めるものだと論じている (Lenard, 2012)。レナードは、「一時的 (temporary)」の意味を転換すべきだという。つまり、「一時的」であるべきなのは、移住労働者が合法的に働ける期間ではなく、市民権の取得条件を満たす上で必要な労働期間だということである。

このように、批判論は、基本的にすべての外国人労働者を定住や帰化を前提として受け入れるべきだと主張する。そのため、定住や永住を認めない、各国が実施する移民出稼ぎ政策は正当化できないとされる。

以上のような批判論の問題点として、二点を指摘したい。第一に、「平等な市民権」という義務論的前提が妥当だとしても、永住や帰化の機会を段階的に認めていくことが、出稼ぎ移民の脆弱性を解消する上で有効とは限らない。これについて、オットネッリ (Valeria Ottonelli) とトレッシ (Tiziana Torresi) は、出稼ぎ移民の漸進的包摂という規範を「リベラルな包摂主義」と呼んで批判している (Ottonelli and Torresi, 2012)。彼女らによれば、出稼ぎ移民の多くは、「自尊心の社会的基盤」を出身国に残しており、受入国での長期滞在や永住を最善の選択肢だと捉えていない。長期的包摂は帰国志向の強い出稼ぎ移民を脆弱性から保護する有効な手立てとはいえ、権利行使の文脈や社会関係を考慮せず漸進的包摂を唱えることは、権利付与が自己目的化した「権利のフェティシズム」だと批判される。彼女らは、出稼ぎ移民の脆弱性を解消するには、永住権や帰化よりも、出稼ぎという選択を尊重し促進する「特別な権利のセット」を与えるべきだとする。

第二に、時間経過に基づく漸進的包摂は、滞在が長期化した移住者を包摂すべき理由を説明するが、長期的な結びつきを欠く移住者の処遇やその送出国が果たす役割を説明しない。時間に依拠する議論の含意は、「滞在期間が短ければ短いほど、十全な構成員資格や市民と同等の権利への要求は弱くなる」ということだ。ここには、短期滞在者の地位について理論的な空白がある。観光客の場合、訪問先の国家に対して年金の支払い義務があるとは考えにくい。彼らの長期的な自由を保護する基本的責務は、観光後に帰国する送出国にあるからである。同じことが出稼ぎ移民にも言えるだろうか。批判論の視点は、もっぱら受入国と移住者の関係にあり、送出国と移住者の関係が論じられることは少ない。焦点は国内での「平等な市民権」の実現にあり、出稼ぎの動因でもある国家間の不平等の問題が見過ごされているともいえる。

多くの移住者が自発的に移民出稼ぎに与している社会学的事実を前提とするとき、長期的包摂だけでは、抑圧や搾取といった問題を解決することはできない。もちろん、定住や永住を目指す移住者に対して、それを支援することは重要である。本稿の主張は、滞在が長期化した移住労働者の包摂を否定するものではない。しかし、移民出稼ぎというトランスナショナルで非定住的な生き方を選択する人びとにとっては、定住や永住は必ずしも最善の選択ではないことを認識すべきである。彼らを脆弱性から保護し、その自律的な選択の支援を目的とするならば、形式的な地位の平等ではなく、その生き方を尊重・承認し、非合理的な支障なく目標の追求を可能とする保護や支援のあり方を探求すべきだろう。

## (2) 擁護論

近年になって、移民出稼ぎを限定的に擁護する議論が増えている。これらの議論は、世界が著しく不平等であり、理想的な状況からほど遠いという現実認識から出発する。この議論では、移民出稼ぎを拡張することは、必然的に政策担当者の手を汚すような次善策である。しかし、実行可能な政策の中では、移民出稼ぎの拡張は現状よりも望ましい帰結をもたらす。逆に移民出稼ぎを認めな

いことは、国内での地位の平等のために、世界全体の貧困や国家間の経済的不平等を放置するものと批判される。

ベルは、シンガポールと香港の事例を分析するなかで、外国人労働者の権利の部分的な制約をとまなう一時的な受け入れを正当化する三つの条件を提示した (Bell, 2006 : 304)。すなわち、(1) 移住労働者の利益になること、(2) 相対的に貧しい社会の人びとの生活を改善する機会を創出すること、(3) (1) 及び (2) の目的を果たすために実行可能な代替手段がないこと、である。ベルの主張は、東アジアの先進諸国の文脈におけるトレードオフの観察に基づいている。つまり、もし少数を平等に受け入れるか、多数を一時的に受け入れるかの選択を強いられるなら、移住労働者の利益となり、またそれが開発発展に資する唯一の選択肢である限りで、出稼ぎ機会を開くことを優先すべきだとする。

チャン (Howard Chang) は、リベラルな民主国家の文脈で類似の主張を提示している (Chang, 2011)。彼によると、移民出稼ぎという現象は、リベラリズムに「逆説」をつきつける。それは、「ひとたび受け入れた労働者を平等に処遇するという努力は、むしろ労働者の受け入れを妨げ、平等な処遇に合意していなかったときよりも労働者の状況を悪化させる」という逆説である (Chang, 2011 : 99)。チャンは、リベラルな平等主義という理想に忠実であるならば、移民政策を自由化し、経済機会の世界的不平等を縮減すること、また移住者に対して多くの権利を与え、永住権や市民権へのアクセスを円滑にすべきだと考える。

しかし、この理想は実現可能性に欠けている (Chang, 2011)。先進各国における移民嫌いな国民感情を考えれば、主流派国民がこうしたリベラルな政策に同意するとは考えにくい。もし「国境の開放」と「平等な市民権」という二つのリベラルな要求を同時に満たすことが不可能であるならば、たとえ理想的ではなくても、より良き帰結をもたらす実行可能な次善策を考えなければならない。ここで「排除」(移住者の平等だが小規模な受け入れ)と「出稼ぎ」(一定の権利制限を伴う大規模な受け入れ)を比較すると、移住機会の増進と経済的便益の観点から後者の方が望ましい。こうしてチャンは、「リベラルな国際主義者は、政治的実現可能性の制約の中で、外国人に可能な限り広範な権利を求めながら、出稼ぎプログラムを含む自由化に向けた改革を支持すべきである」と結論する (Chang, 2011 : 114)。

政治的実現可能性は擁護論にとって重要な関心事である。ルースもまた、権利を選択的に制限する出稼ぎ移民政策の拡大を通じて、より多くの労働者に高所得国の労働市場へのアクセスを提供すべきだと論じている (Ruhs, 2013)。「権利と数のトレードオフ」に示されるように、広範な権利にはより少ない受け入れが、より多くの受け入れには権利の制約という「代償 (price)」が伴う。どちらも「代償」を伴うとすれば、よく練られたプログラムを通じた大規模な受け入れの方が望ましい。ルースは、移民受け入れにかかる社会的コストの計算ならびに厳格な制度実施を条件に、先進国において低熟練・中熟練の労働者を対象とする一時的移住プログラムを積極的に導入すべきだとする (Ruhs, 2013 : ch. 7)。

これらの論者は、移民出稼ぎプログラムが次善策にすぎないことを認識している。しかし、チャンが言うように、「移民出稼ぎプログラムが、リベラルな観点から理想的であるかのように装うこと

は間違いであるが、理想に満たないことを理由に価値ある改革を犠牲にするのも間違いである」と考える (Chang, 2011 : 114)。このように、擁護論においては実行可能性の制約の下で出稼ぎ移民プログラムの改善と拡張が目指される。

擁護論の問題を三つ提起したい。第一に、この議論は低熟練の出稼ぎ移民を広く平等に受け入れることは社会的コストが高く容認されえないという命題、すなわち「権利と数のトレードオフ」に依拠している。さらにこの命題の根拠は、政治的決定者の立場から定住を前提とする受け入れは大衆的な支持を取り付けにくいという前提から推論される。もっとも、この説の経験的妥当性については再検証が進められている。ある検証によると、OECD諸国では移住者数とその権利の包括性との間に負の相関は存在しない (Cummins and Rodríguez, 2010)。シュミット (Samuel D. Schmid) は、ルースのデータを再検証した結果、トレードオフはリベラルな国家では実質的に存在せず、明らかな相関がみられるのは湾岸アラブ諸国などの権威主義国家だけだと指摘する (Schmid, 2016)。これらの検証が正しいとすると、トレードオフは前提としうる認識ではなく、この認識を民主主義国家へと安易に当てはめると、可能な政策的選択肢の幅が非合理に狭められる懸念がある。

第二に、実行可能性を考慮する必要があるとしても、制約可能な権利を特定するにあたりコスト計算を援用することの妥当性に疑問が残る。ルースは、コストがかかっても制約してはならない中核的権利があると論じているものの、依然として受入国の国民感情や福祉支出に応じて、社会権を含む多くの権利の制限を許容する (Ruhs, 2013 : ch. 7)。こうした権利を移民政策の「道具」として扱うアプローチは問題含みである。ヨプケ (Christian Joppke) は、「個人の権利を、社会における政府代表の多数派の選好に対する『切り札』と定義するならば、定義からして多数派から排除されている移民が、一般的に権利の最も劇的なテストケースである」と述べた (Joppke, 2001 : 55)。戦後の移民出稼ぎの歴史では、移住者や少数派の権利がときに「切り札」となって排他的な入管法や帰化法制に変化をもたらしてきた。受入国の主流派国民の意向と社会的コストの計算に権利を従属させると、移住者の権利の過度な制約の容認につながり、移住者の生活向上や送出国の開発発展といった「トリプル・ウィン」の他の目的が蔑ろにされかねない。

第三に、擁護論もまた、移住者自身の計画や行為主体性を捉えそこなっている。擁護論においても、移民出稼ぎとはあくまで「次善策」に過ぎない。移民出稼ぎが正当化されるのは、定住を前提とする受け入れがトレードオフにより不可能だからである。彼らに与えられるべき権利は、コスト計算に基づいてつぎはぎされた不十分なものであり、批判論が提唱する包摂的措置よりも、さらに出稼ぎ移住者は脆弱な立場に留め置かれる。ルースやチャンは、現状各地で実施されている移民出稼ぎ政策と比べれば、広範な権利の付与を主張してはいる。しかし、出稼ぎ移民が享受すべき自由の基盤を、彼ら自身の計画やニーズではなく、受け入れ社会でのコスト計算に置いている限り、その自由の核は不安定なままである。出稼ぎ移民とは、政策の受動的な「対象」に留まり、その国境を越えた人生計画や、その遂行を通じて発揮されるトランスナショナルな行為主体性は等閑視されている。

## 4 移民出稼ぎへの新しいアプローチ

批判論と擁護論の問題は、移住労働者がどのような動機で、どんな人生計画に基づいて出稼ぎ労働を行うのか、その行為主体性に関する議論が希薄であることにある。一方の批判論は、「平等な定住市民」という理想像を前提とするため、出稼ぎ移民とは結局のところ、その集団へと長期的に包摂される対象に過ぎない。そこでは、出身国の文化や社会、残された家族との紐帯は重視されず、受入国への時間経過に伴う包摂と統合が取り上げられる。他方の擁護論は、移民出稼ぎの経済的・社会的便益を強調するものの、移住者がどんな権利を享受するかは受入国での社会的なコスト計算と国民意識次第で大きく変わる。どちらの議論も、移住者を政策の「対象」として捉える結果、移住者が国境を横断する人生計画をもつ自律的な「主体」であるという点を見過している。

擁護論と批判論の双方が、出稼ぎ移民の脆弱性を縮減するにあたり整合的で一貫した政策体系を提示できていないのは、現状の社会経済構造の下で発揮される彼らの行為主体性を、二次的で非理想的なものとして捉えているからである。オットネリとトレッシが指摘するように、従来の政治理論では、もっぱら移民出稼ぎ政策という「プログラム」が注目される一方で、出稼ぎを「プロジェクト」として遂行する移住者の主体的選択を尊重する視点に欠けてきた (Ottonelli and Torresi, 2012)。

本稿は、移民出稼ぎ政策の妥当性を考えるにあたっては、出稼ぎ移民の人生計画を受容し尊重することから出発すべきだと主張する。重要なことは、移民出稼ぎには定住のレンズを通しては把握できないニーズや主体性が含まれているということ、そして、その限りで、移民出稼ぎに釣り合った独自の保護や支援のあり方がありうるということだ。本稿の主張は、次の二点にある。①出稼ぎをすることは、働き先で定住し永住することの次善策ではない。それ自体が一つの主体的行為の所産であり、彼らの人生計画の一環として尊重されるべきである。②出稼ぎが人生計画の一環として尊重される限りで、関係する政治的共同体(受入国・送出国)は、移住者が非合理的な支障なくその選択を追求できるように制度を編成すべきである。

まず、このアプローチでは、移民出稼ぎを人生計画の一環として尊重することから出発する。平等主義的なりベラリズムの根本的な主張の一つは、各人が各人の人生計画に照らして価値ある生き方を追求する機会を平等に保障すべきだという点にある。人生計画とは、「諸個人が当人の複数の利害関心を調和的に充足させるために、熟慮に基づき合理的に練り上げられた長期的な企て」として、さしあたり定義しておく。

ここで「人生計画」という概念を用いるのは、移民出稼ぎを、諸個人が行う長期的な選択の束からなる計画の一環として位置づける必要があるからである。移民出稼ぎを考える際には、「就労目的で入国する」といった具合に、特定局面での選択が切片として取り上げられることが多い。しかしながら、移住者にとって出稼ぎすることが最終目標であることは少ない。彼らは、出稼ぎを通じた技術や技能の習得、貯蓄や送金を通じた自身と家族の生活機会の向上など、より長期的な人生計画の一環として出稼ぎを選択する。こうした長期にわたる行為の束を捉えるために、人生計画という

概念が適している。

人生計画にしたがい、各人が各人にとって価値ある生き方を送る上で、移民出稼ぎは重要な選択肢でありうる。それは、非理想的な次善の選択ではなく、それを通じてこそより良く実現しうる価値をもつ選択である。このように述べることは、移民出稼ぎという選択が真に自発的に行われていること、また現下の社会構造に不正がないことを意味しない。むしろ、定住性を前提とする国民国家社会のもとでは、いまだに多くの社会的サービスや権利保障が領域を基準に編成されており、トランスナショナルな生活を適切に支援する体制は整っていないとはいえない。現下の社会構造と経済的不均衡のなかでは、出稼ぎ移民を含む非定住的なライフスタイルを送る人びとは支配や抑圧の対象になりやすい。

人生計画の一環として移民出稼ぎを尊重することは、非合理的な支障なくその計画を追求できるよう必要な保護と支援を提供することを必要とする。リベラルな政治体が果たすべき役割とは、法制度を通じて保護と支援が公正に行きわたる状況を作り出すことである。バウベック (Rainer Bauböck) もまたこの点を強調している。「一時的な移住者を受入国ないし送出国の定住市民と平等に扱うために何が必要か探求する代わりに、私たちは何が一時的な移住者をその生涯に関して完全な市民とするかを考えることができる」(Bauböck, 2011: 689)。つまり、移住者に対して既存の市民権のモデルを当てはめるのではなく、移住者の国境を越えるライフスタイルに適した市民権のあり方を構想する必要がある。

このアプローチに対しては、出稼ぎ移民を特別扱いする結果、定住者市民との不平等を固定するとの批判が考えられる。たしかに、移住者を将来の市民ではなく出稼ぎ移民として受け入れることは、平等な市民権という価値を損なうようにも思われる。しかし、この批判はあたらない。

第一に、移民出稼ぎの尊重と支援は、定住や帰化の支援と両立する。本稿の主張は、移民出稼ぎに必要な保護や支援は、定住(希望)者向けの保護や支援とは異なるという点にある。それは、定住や永住に向けた支援を否定するものではなく、受入国内での生活を通して、当初の計画を変更して定住を目指す選択を否定するものでもない<sup>\*4</sup>。出稼ぎ移民に対する特別な処遇は、あくまで各人への平等な尊重と配慮に基づき、自由を促進する限りで認められる。

第二に、トランスナショナルで非定住型の構成員資格は、一国家的・定住型の構成員資格を「補完」するものだが、「代替」するものではない。多くの人びとの社会的基盤は、今なおローカルで土着的である。しかし、定住志向の個人であっても技能や知識習得のために一時的に海外で働くことがあるように、移動と定住は二者択一ではなく連続している。非定住型の構成員資格は、移動と定住との往還を可能とする点に一義的な価値があり、定住を前提とし補完するものなのである。

以上のように、移民出稼ぎを人生計画の一環として捉え、その権利や義務を差異化することは、平等規範を損なうものではなく、むしろ具体化するといえる。

## 5 政策デザイン

それでは、移民出稼ぎという選択を主体的な意思決定として尊重するということは、移民政策に

ついていかなる含意をもつのか。

移民出稼ぎは、国境を横断するトランスナショナルな選択であり、それが支障なく実施される上では、出国－入国－在留－就労－帰国という一連の過程について、基本的な選択の幅が制度的に保障されている必要がある。レーヴィット (Peggy Levitt) らは、近年の論考で、国境を越えて重合する政策や制度、機関やプログラムによって移住者の生活が支えられつつあることに着目し、それを「トランスナショナルな社会保障」と呼んだ。彼女らは、受入国、送出国、移民支援団体、ディアスポラ団体、公式・非公式な社会的ネットワークによって構成される各人の「資源環境」が異なると論じている (Levitt et al., 2017)。

そこで必要なのは、定住を前提とする受入国中心の包摂モデルを修正し、一時的な移住労働を含めた選択の幅たる基本的自由をトランスナショナルに保障する資源環境をつくることだ。出稼ぎ移民の人生計画を受容し尊重しようとするならば、受入国の領域的境界で区切られた自由の保障では十分ではない。そうではなく、移民出稼ぎを国境横断的なプロセスとして捉え、各段階において適切な保護や支援が行き渡るようにデザインせねばならない。もちろん、具体的な制度のあり方は、送出国と受入国の組み合わせ、移住者の技能や年齢などに応じて異なってくる。その制度体系を本稿で詳らかにすることはできないが、以下では、その一般的な特徴を素描してみたい。

まず、このアプローチは、出稼ぎ移民を直面する脆弱性やリスクから保護し、その計画が非合理的な支障なく追求できる環境の構築を目指す。つまり、公正な労働環境のもとで適正な賃金を受け取り、目的に応じて貯蓄や送金を行えること、新たなスキルや知識を習得すること、地域コミュニティとの交流を通じて相互理解を深めること、目標を達成した後は帰国することなど、移住者が効果的に目標を追求できるように支援することを目指す。このように国境を越える計画を保護し支援するためには、受入国と送出国との緊密な連携が欠かせない。以下では、便宜的に政策領域を「法的保護」、「社会的支援」、「政治的代表」の三つに分け、それぞれ受入国側と送出国側で取り組むべき措置や制度を取り上げたい<sup>\*5</sup>。

まず法的保護では、受入国と送出国の双方が、移住者の基本的権利を法制度上で明文化し基礎づけることが求められる。受入国における出稼ぎ移民の法的地位は、その一時的性質から不安定となりやすい。そこで、出入国管理を含む行政制度への立憲的制約の拡充や基本法の制定を通じて、受入国政府や地域社会の責務を明確化する必要がある。行政裁量が広く法的地位が不安定になりがちな分野、とりわけ居住権や職業選択の自由については、行政裁量の範囲を明確化し、制度の透明性と公開性を高めていく必要がある。法的保護における送出国の取り組みも重要である。移民出稼ぎ労働者のマグナ・カルタと称されるフィリピンの「移民労働者及び海外フィリピン人保護法」(1995年制定)をはじめ、在外国民保護は「ディアスポラ関与政策」(Gamlen, 2014)の一環として広まりつつある。移民出稼ぎの文脈では、受け入れ枠の削減を懸念して送出国が人権保護よりも経済便益を優先する事例があるなど課題も多いが (Ruhs, 2013: ch. 4)、在外国民の権利の立憲化には注目すべきである。こうした国家ごとの取り組みに加え、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」や「国連グローバルコンパクト」などの国際条約、また地域協定やMOU (Memorandum of Understanding, 覚書) の採択を通じて、各国の法的保護の枠組みを拡充していくこ

とが望ましい。

次に、こうした法的保護を土台として、出稼ぎ移民特有のニーズに応答する一連の社会的支援が求められる。例えば受入国では、一時性に基つき年金の支払いを免除すること、支払い済みの社会権の移転可能性を認めることは、目標の早期達成を助け、帰国へのインセンティブを高めるだろう。労働組合や移民保護団体との連携を通じた社会的保護、ディアスポラ共同体や地域コミュニティへの参加の促進、文化的・言語的支援は、孤立や排除を防止する上で重要である。家族との再会や一時帰国を容易とする再入国許可は、送出国との繋がり維持に役立つ。社会的支援についても送出国の取り組みは不可欠である。出国前の文化・言語教育やガイダンスを通じて出稼ぎのリスクや現地情報を正確に伝達すること、ブローカー規制を通じた非合理的な移動コストの削減といった取り組みは、出稼ぎ計画の成功を大きく左右する<sup>\*6</sup>。国外からの社会保障費や年金の積み立てを認めること、送金を円滑化・有効化する特別口座の設立、移住者支援基金や帰国支援プログラムの立ち上げは、主要な送出国では実施例も多い。

最後に政治的代表的について、上記のような保護と支援の取り組みは、移住者自身が関与しうる公共的な代表過程を経て実施されることが望ましい。出稼ぎ移民に関しては、その一時性から国政参政権はもちろん、地方参政権すら議論の対象となることは少ない<sup>\*7</sup>。しかし、一時性は政治的無力化の根拠にはならず、自らに関係する政治的問題については何らかの発言・代表機会が認められるべきである。その際には、移民保護団体、労働組合、また地域社会コミュニティとの連携を通じた「マルチステークホルダー・プロセス」(松尾, 2019)による代表が重要となる。同様のことが送出国に対しても当てはまる。出稼ぎ移民が就労先で抱える問題について、ディアスポラ団体や専門省庁、在外国民向けの特別評議会、在外投票権(Bauböck, 2007)などを通じて政治的決定過程で利害を代表していくべきである。そして、受入国と送出国の双方は定期的に協議し、受け入れ規模、権利保護の程度、費用分担、責任の所掌関係を見直していくことが望ましい。

以上はスケッチにすぎないが、必要なのは、法的保護と社会的支援を通じて出稼ぎ移民の権利を保護しニーズに応答する構造を作り出し、制度構造を政治的な代表過程を通じて不断に改革していくことである。国境を横断する人生計画の遂行を保護し支援するためには、トランスナショナルな枠組みが必要である。受入国と送出国は、関連の諸団体や国際機関、そして移住者と協調し、あるべき制度を公共的に紡ぎあげていかねばならない。

## 6 おわりに

本稿では、移民出稼ぎをめぐる規範的議論について、その成果と課題を検討し、また課題解決に向けた新しいアプローチを提唱することを試みた。

これまで移民出稼ぎをめぐるのは、「平等な市民権」と「開放的な国境」という二つの要請をどう重みづけるかが争われてきた。「平等な市民権」を重視する立場は、出稼ぎ移民に対しても広く永住や帰化の機会を認める包摂的な政策を提唱する。これに対して本稿は、永住や帰化は人生計画の一環として出稼ぎを選択する移住者のニーズに応えるものではなく、彼らの脆弱性を縮減する上では

不十分だと論じた。「開放的な国境」による労働移動の拡張がもたらす経済的・開発的便益を重視する立場は、社会的コストと大衆の支持という現実的制約のもとで移民出稼ぎを拡張すべきだと論じる。これに対して本稿は、社会的コストに基づき制約可能な権利の幅を定め、つぎはぎの権利を与えることは、権利論の観点から疑義があるだけでなく、移住者と送出国に対する公平な便益供与という移民出稼ぎの目的を蔑ろにするものだと応答した。

批判論と擁護論に共通する問題は、それが移民出稼ぎという現象を非理想的な次善策として捉えていることだ。そこで本稿は、移民出稼ぎを移住者が行う主体的選択の所産として尊重する立場に立ち、人生計画に基づく決定を保護し支援するアプローチを提唱した。そして、その観点に基づき、受入国・送出国の相互的關係のなかで、移住者の選択の幅たる基本的自由を保障する政策デザインを素描した。

日本の外国人労働者受入れ政策は、とりわけ低熟練の労働分野に関しては、技能実習生や留学生といった「サイドドア」での受け入れが主流を占めてきた。技能実習生に関しては、実習先企業の7割以上が労働基準関連法を遵守していないと報道されるなど、その制度運営上の問題は枚挙に暇がない。最低賃金違反、長時間労働、残業代不払い、劣悪な職場環境、文化的蔑視や差別、ハラスメントや暴力は言うまでもなく不正である。その一方で、日本が直面する業種・地域集約的な人手不足に対応するには、外国人労働者の貢献が不可欠であり、今もなお相当数の人びとが日本での出稼ぎを希望しているのも事実である(是川, 2020)。

筆者は、移住者が技能習得や貯蓄・送金といった目的を達成できるよう、受入国と送出国との間で最大限の配慮がなされる限りで、出稼ぎ型の受け入れを擁護する。必要なことは、「出稼ぎ移民の定住をどう阻止するか」ではなく、「移住者の人生計画に沿った保護と支援のあり方とは何か」を出発点とし、一つ一つ可能な方策を考えていくことである。

- \*1 国際人口移動に関連する規範的研究は、「移住の倫理学」や「移住の政治理論」と呼ばれる。日本語での研究としては、浦山(2011;2012)、岸見(2014;2020)、森村(2014)、福原(2019)がある。
- \*2 日本はすでに世界でも有数の出稼ぎ大国である。2018年の一時的労働ビザの発行数ではアメリカとオーストラリアに次ぐ第3位(約75万件)であり、発行総数に占める技能実習生の割合が83%と突出している(次点の韓国で21.2%) (OECD, 2019:127)。
- \*3 Ray, J. and Esipova, N., 2012, "More Adults Would Move for Temporary Work Than Permanently," Gallup, March 9, 2012 (<https://news.gallup.com/poll/153182/adults-move-temporary-work-permanently.aspx>, May 10, 2020).
- \*4 ただし、一時的ビザで入国した人が定住を目指した場合に、当該ビザでの入国を一時的滞在への「同意」とみなすべきかという難題がある。人の移動で「自発的同意」が果たすイデオロジカルな役割とその批判として、Ottonelli and Torresi (2013) と岸見(2020)を参照。
- \*5 これら三領域の区分と連関については、Miyai (2020: ch.5) を参照。
- \*6 送出国と受入国の組み合わせによる移住コストの差異、また効果的なブローカー対策に関する包括的な比較研究として、Martin (2017) を参照。
- \*7 その例外として、Sager (2012) および Ottonelli and Torresi (2014) を参照。

#### 《参考文献》

- 浦山聖子, 2011-2012 「グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ 1～5」『國家學會雜誌』124 卷 7・8 号～125 卷 3・4 号
- 岸見太一, 2014 「移民選別とデモクラシー——法的強制を基準とする境界画定論の検討」『年報政治学』64 卷 2 号, 252～273 頁
- 岸見太一, 2020 「外国人労働者の一時的な受け入れはどんなときに不正になるのか」『思想』1155 号, 61～81 頁
- 是川 夕, 2020 「誰が日本を目指すのか? ——『アジア諸国における労働力送出し圧力に関する総合的調査 (第一次)』に基づく分析」『人口問題研究』76 卷 3 号, 340～374 頁
- 福原正人, 2019 「人の移動と国境管理——参入, 離脱, 受容可能性」松元雅和・井上 彰編著『人口問題の正義論』世界思想社, 148～166 頁
- 松尾隆佑, 2019 『ポスト政治の政治理論——ステークホルダー・デモクラシーを編む』法政大学出版局
- 森村 進, 2014 「移民の規制は正当化できるか?」宇佐美誠編著『グローバルな正義』勁草書房, 107～130 頁
- Agunias, D. R. and Newland, K., 2007, *Circular Migration and Development: Trends, Policy Routes, and Ways Forward, Policy Brief*, Migration Policy Institute.
- Amin, M., and Mattoo, A., 2005, Does Temporary Migration Have to Be Permanent? *Policy Research Working Paper Series* 3582, World Bank.
- Bauböck, R., 2007, Stakeholder Citizenship and Transnational Political Participation: A Normative Evaluation of External Voting, *Fordham Law Review* 75(5), pp.2393-2447.
- Bauböck, R., 2011, Temporary Migrants, Partial Citizenship and Hypermigration, *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 14(5), pp.665-693.
- Bell, D., 2006, *Beyond Liberal Democracy: Political Thinking for an East Asian Context*, Princeton University Press.
- Carens, J. H., 2008, Live-in Domestic, Seasonal Workers, and Others Hard to Locate on the Map of Democracy, *The Journal of Political Philosophy* 16(4), pp.419-445.
- Castles, S., 1986, The Guestworkers in Western Europe: An Obituary, *International Migration Review* 20(4), pp.761-778.
- Castles, S., 2006, Guestworkers in Europe: A Resurrection? *International Migration Review* 40(4), pp.741-766.
- Chang, H. F., 2011, The Immigration Paradox: Alien Workers and Distributive Justice, in R. M. Smith (ed.), *Citizenship, Borders, and Human Needs*, University of Pennsylvania Press, pp.92-114.
- Cole, P., 2000, *Philosophies of Exclusion: Liberal Political Theory and Immigration*, Edinburgh University Press.
- Cummins, M. and Rodríguez F., 2010, Is There a Numbers versus Rights Trade-off in Immigration Policy? What the Data Say, *Journal of Human Development and Capabilities* 11(2), pp.281-303.
- Dauvergne, C., 2008, *Making People Illegal: What Globalization Means for Migration and Law*, Cambridge University Press.
- Gamlen, A., 2014, Diaspora Institutions and Diaspora Governance, *International Migration Review* 48(1), pp.180-217.
- GCIM, 2005, *Migration in an Interconnected World: New Directions for Action: Report of the Global Commission on International Migration*, Global Commission on International Migration.
- Joppke, C., 1999, *Immigration and the Nation State*, Oxford University Press.
- Joppke, C., 2001, The Evolution of Alien Rights in the United States, Germany, and the European Union, in T. A. Aleinikoff and D. Klusmeyer (eds.), *Citizenship Today: Global Perspectives and Practices*, Carnegie Endowment of Peace, pp.36-62.
- Koslowski, R. (ed.), 2011, *Global Mobility Regimes*, Palgrave Macmillan.
- Lenard, P. T., 2012, Why Temporary Labour Migration Is Not a Satisfactory Alternative to Permanent Migration, *Journal of International Political Theory* 8(1-2), pp.172-183.

- Levitt, P., Viterna, J., Mueller, A. and Lloyd, C., 2017, Transnational Social Protection: Setting the Agenda, *Oxford Development Studies* 45(1), pp.2-19.
- Martin, P., 2001, *There is Nothing More Permanent than Temporary Foreign Workers*, Center for Immigration Studies.
- Martin, P., 2017, *Merchants of Labor: Recruiters and International Labor Migration*, Oxford University Press.
- Miyai, T., 2020, *Democratizing Migration Governance: Temporary Labour Migration and the Responsibility to Represent*, Ph.D. Thesis, European University Institute.
- OECD, 2019, *International Migration Outlook 2019*, OECD Publishing.
- Ottonelli, V. and Torresi, T., 2012, Inclusivist Egalitarian Liberalism and Temporary Migration: A Dilemma, *Journal of Political Philosophy* 20(2), pp.202-224.
- Ottonelli, V. and Torresi, T., 2013, When Is Migration Voluntary? *International Migration Review* 47(4), pp.783-813.
- Ottonelli, V. and Torresi, T., 2014, Temporary Migration Projects and Voting Rights, *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 17(5), pp.580-599.
- Piper, N., 2010, Temporary Economic Migration and Rights Activism: An Organizational Perspective, *Ethnic and Racial Studies* 33(1), pp.108-125.
- Ruhs, M., 2013, *The Price of Rights: Regulating International Labor Migration*, Princeton University Press.
- Ruhs, M. and Martin, P., 2008, Numbers vs. Rights: Trade-Offs and Guest Worker Program, *International Migration Review* 42(1), pp.249-265.
- Sager, A., 2012, Political Rights, Republican Freedom, and Temporary Workers, *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 17(2), pp.189-211.
- Schmid, S. D., 2016, Democracy, Open Borders, and the Rights of Immigrant Workers, Paper Presented at 13th IMISCOE Annual Conference, Prague (Copied file with Author).
- Soysal, Y., 1994, *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, University of Chicago Press.
- Walzer, M., 1983, *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, Basic Books (=1999, 山口 晃訳 『正義の領分——多元性と平等の擁護』 而立書房).
- Zolberg, A. R., 2006, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America*, Harvard University Press.

# A Political Theory of Temporary Labor Migration:

## Towards a Migration Policy that Respects Life Plans of Migrant Workers

MIYAI Takeshi

*Seikei University*

**Key Words:** temporary labor migration, political theory, life plans

The resurrection of temporary labor migration is an important policy trend in today's world. It has been revitalized with new significance linked to the interests of host countries facing a shortage of workers, of sending countries for achieving developments, and of migrants for improving their life chances. Against the backdrop of this resurrection, this paper reviews political theories of temporary labor migration and examines its reaches and challenges. It also presents a new approach to respect the life plans of migrant workers and sketches out its policy design. It argues the following two points. Firstly, it argues that temporary migration is not a second-best option to permanent residence; rather, it can be a product of one's autonomous choice as part of one's life plan, which shall be given equal concern and respect. Secondly, if temporary migration is respected as part of one's life plan, the political community concerned (sending and receiving countries) should organize the institutional system so that migrants can pursue their plans without domination.